様式第１号（第５条関係）

申請日　　　　年　　月　　日

（あて先）かすみがうら市長

移住支援金交付申請書

　かすみがうら市わくわく茨城生活実現事業における移住支援金交付要綱の規定に基づき、移住支援金の交付を申請します。

１　申請者欄

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | 性別 | 生年月日 |
| 氏名 |  |  | 年　　月　　日 |
| 住所 | 〒 | 電話  番号 |  |
| メールアドレス |  | | |

２　移住支援金の内容（該当する欄に〇を付けてください）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 単身・世帯 |  | 単身 |  | 世帯 | 世帯の場合は同時に移住した家族の人数（１の申請者は含まない）  （うち18歳未満の人数） | | | | | 人  （　人） | |
| 移住支援金  の種類 |  | マッチング  サイト |  | 専門  人材 |  | テレ  ワーク |  | 関係人口 |  | | 起業 |

３　各種確認事項（該当する欄に〇を付けてください）※

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 別紙１「移住支援金に交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について |  | Ａ．誓約する |  | Ｂ．誓約しない |
| 別紙２「わくわく茨城生活実現事業に係る個人情報の取り扱い」に記載された内容について |  | Ａ．同意する |  | Ｂ．同意しない |
| 申請日から５年以上継続して、かすみがうら市に居住し、かつ、就業・起業する意思について |  | Ａ．意思がある |  | Ｂ．意思がない |
| （就業の場合のみ記載）  就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 |  | Ａ．３親等以内の親族に該当しない |  | Ｂ．３親等以内の親族に該当する |

* 各種確認事項のＢ．に〇をつけた場合は、移住支援金の交付対象となりません。

４　転出元の住所

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 | 〒 |

５　東京２３区への在勤歴（東京２３区の在勤者に該当する場合のみ記載）

※　直近１年以上かつ通算５年以上の在勤歴を記載

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 期間 | 就業先 | 就業地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

※　東京２３区への在勤後、移住前に東京２３区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、該当在勤履歴がある場合、移住支援金の交付対象となりません。

６　（テレワークによる移住者のみ記載）移住後の生活状況

|  |  |
| --- | --- |
| 勤務先部署 |  |
| 住所 | 〒 |
| 転入から申請までの間の所属先企業等へ行く頻度 | 総勤務日数（　　日）  うち移住先での勤務日数（　　日），所属先企業等での勤務日数（　　日） |
| 申請後に所属先企業等へ行く頻度（予定） | 週 ・ 月 ・ 年（　　日）のうち（　　日程度）  行くことはない  その他（　　　　　　　　　） |

７　（関係人口による移住者のみ記載）関係人口の内容（該当する欄に〇を付けてください）

|  |  |
| --- | --- |
| 関係人口の内容 | 該当する |
| （１）転入時に４０歳未満（世帯の場合は世帯全員が４０歳未満）であって、かすみがうら市に３年以上住所を有していたことがあり、Uターンにより、東京圏（条件不利地域を除く）以外の地域に就職又は市内で就農等（漁業や林業も含む）、市の起業支援を受けて起業する者 |  |
| （２）申請者又は同一世帯の者が本市において住宅を新築し、又は購入した者 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 管理コード（茨城県及びかすみがうら市使用欄） |  |

（別紙１）

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

１　わくわく茨城生活実現事業に関する報告及び立入調査について、茨城県又はかすみがうら市から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、かすみがうら市わくわく茨城生活実現事業における移住支援金交付要綱の規定により、移住支援金の全額又は半額を返還します。

（１）　偽りその他不正の手段により移住支援金の交付を受けた場合　全額

（２）　移住支援金の交付の申請の日から３年を経過しない間にかすみがうら市以外の市区町村に転出した場合　全額

（３）　茨城県移住支援事業・マッチング支援事業、起業支援事業に基づく交付決定を取り消された場合　全額

（４）　移住支援金の交付の申請の日から３年以上５年以内にかすみがうら市以外の市区町村に転出した場合　半額

（就業の場合のみ）

（５）　移住支援金の交付の申請の日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合　全額

（別紙２）

わくわく茨城生活実現事業に係る個人情報の取扱い

　茨城県及びかすみがうら市は、わくわく茨城生活実現事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）の規定に基づき適切に取扱います。

　また、茨城県及びかすみがうら市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。